



つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊 260号 2011.2.14 発行 社会政策研究所

地デジ早期移行を テツ and トモさん呼び掛け 大阪日日新聞 2011年2月13日
 地上デジタル放送への移行を呼び掛けるテツ and トモさん(手前)ら = 12日午後、大阪市中央区



地上デジタル放送(地デジ)普及キャンペーン「わくわくデジタルフェスティバル2011」が12日、大阪市中央区のなんばCITYギャラリーアコートで開かれ、「地デジ芸人」として活動しているテツ and トモさんらが、地デジの魅力を紹介しながら早期移行を呼び掛けた。

7月24日の地上デジタル放送完全移行を控え、日本ケーブルテレビ連盟近畿支部が主催。テツ and トモさんは、総務省から地上デジタル放送推進キャラクターに任命され、「地デジ芸人」として全国70カ所以上を回り、PRしている。

2人は、替え歌や持ちネタの「何でだろう」地デジバージョンを歌いながら地デジ化の理由や地デジの利点を紹介。近畿各局の地デジ推進大使の女性アナウンサー6人も、画面の右上に「アナログ」と出ているテレビは、地デジ完全移行後は映像が見られなくなることを強調し、地デジ関連の詐欺や悪質商法にも注意するよう呼び掛けた。

知的障害者のスポーツ全国大会 開催に向け準備着々 朝日新聞 2011年2月10日
 過去のナショナルゲームと参加者数

■過去のナショナルゲーム冬季大会と参加者数

		開催地	競技数	アスリート	選手団長・コーチら
第1回	1996年2、6月	宮城・福岡	3	79	38
第2回	2000年2月	長野	3	121	81
第3回	04年2月	長野	7	620	393
第4回	08年3月	山形	7	566	330

第1回大会はスキーを宮城、スケートを福岡で分散開催。第3回大会は他にアスリートを補助するパートナーが24人参加

■過去のナショナルゲーム夏季大会と参加者数

		開催地	競技数	アスリート	選手団長・コーチら
第1回	1995年3月	熊本	5	137	64
第2回	98年8月	神奈川	8	194	134
第3回	2002年8月	東京	11	816	546
第4回	06年11月	熊本	12	1016	560
第5回	10年11月	大阪	12	1042	591



開催まで1年準備着々

知的障害者がスポーツプログラムを発表するスペシャルオリンピックスの第5回ナショナルゲーム(全国大会)冬季大会が来年冬、県内で開幕するまで、10

日でちょうど1年となった。先月に実行委員会が発足し、急ピッチで準備が進んでいる。(竹

園隆浩)

大会は2012年2月10日から3日間にわたり、計7競技が行われる。初日に郡山総合体育館で開会式があり、競技は11、12日にアルペンスキー、スノーボード、クロスカントリースキー、スノーシューイングが猪苗代町の沼尻スキー場、スピードスケートとフィギュアは郡山市の磐梯熱海アイスアリーナ、フロアホッケーと最終日の閉会式は同総合体育館で行われる。

参加人数は冬季大会では過去最多のアスリート約700人、選手団長、コーチら約400人の約1100人を予定。地元は役員、スタッフ、ボランティアや約3千人で大会を支える計画だ。

実行委員会は今月5、6日に現地の会場視察を兼ね、スキーの指導者を集めた研修会を実施。26、27日にはスケートも同様の研修会を行う。

4月には1992年バルセロナ、96年アトランタ両五輪のマラソンメダリストでスペシャルオリンピックス日本(SON)の理事長である有森裕子さんを招いて講演会かトークショーなどのチャリティーイベントを開催。6月は郡山市内で聖火の採火式を行い、知的障害がある人が聖火をリレーする「トーチラン」を実施する予定だ。

SON・福島は、全国37番目の地区組織として昨年2月に創設された。郡山、会津若松両市を中心にアスリート数39人でスタートし、ナショナルゲームには昨年の夏季大会にアスリート5人、選手団長・コーチら4人で初参加。陸上のリレーを含め、金4、銀2個のメダルを獲得した。

しかし、冬季は全国の舞台にまだ一度も参加したことがなく、現在のアスリートは皆無。夏季大会からの転向組を含めて、大会までに育成し、最終的には20人程度の参加を目指す方針だ。約2千人が必要とみられる大会ボランティアも今夏には募集を始めるつもりでいる。

大会は13年に韓国・平昌で開かれる第10回冬季世界大会の選考会を兼ねる。実行委員長に就任した佐久間啓・あさかホスピタル理事長は「目的をもって参加したアスリートが大きな喜びを得るのがスペシャルオリンピックス。素晴らしい大会にするために、多くの人に興味を持っていただき、支援してもらいたい」と話している。

大会への問い合わせは、同ホスピタル内の事務局(024-945-1672、メールsong2012@son.or.jp)へ。

なにが問われる 障害者基本法改正 今国会に提出 しんぶん赤旗 2011年2月13日(日)

障害者基本法の改正案が今国会に提出されます。14日にも、障害者施策のあり方について議論してきた「障がい者制度改革推進会議」に法案要綱が示される見込みです。基本法改正がなぜ求められているのか、改正で問われるものは。(岩井亜紀、鎌塚由美)

条約の批准に必要

障害者基本法の改正が求められているのは、2006年の国連総会で採択され、08年に発効した障害者権利条約批准のためです。

「21世紀最初の人権条約」といわれる障害者権利条約は、すべての人に保障されるべき普遍的な人権と基本的自由を、障害のある人に差別なく完全に保障することを締約国に求めています。日本は07年に署名しましたが、批准はまだです。

自公政権時代の09年、政府は一部の法の手直しで批准を狙いましたが、障害者団体は猛反発。障害者自立支援法の廃止を含め、条約批准にふさわしい国内法整備を求めました。

障害者施策の基本となる理念や障害の定義などの基本事項を定めているのが障害者基本法です。権利条約の精神を基本法に反映させることは、条約を批准し、日本の障害者施策を国際水準に引き上げるために欠かせません。

障害者自身が論議

障害者施策見直しの議論は、政府内に置かれた「障がい者制度改革推進会議」で昨年1

月からすすめられてきました。委員24人のうち14人が障害者や家族です。こうした委員構成は障害者らの運動の反映です。

障害者らは障害者自立支援法の反対運動をすすめ、同法は憲法違反だとする訴訟を全国で展開。その結果、政府は昨年1月、自立支援法違憲訴訟団と基本合意を結びました。

基本合意で国は、速やかに応益負担制度を廃止し、遅くとも13年8月までに障害者自立支援法を廃止し新法を実施する。新法制定に当たって、障害者の生活実態などにも配慮して、障害者の権利に関する議論を行うなどを約束しました。

推進会議は、基本合意を踏まえ、障害者権利条約批准のための法制度の抜本的見直しを議論してきました。昨年6月の「第1次意見」では、国内法整備の基本的な考え方やスケジュールを示しました。障害者基本法の抜本改正法(11年)、障害者自立支援法に代わる障害者総合福祉法(12年)、障害者差別禁止法(13年)の各案を国会に提出すると閣議決定されました。

改正によって障害者基本法は、障害者関係の国内法の「トップにある法律」(東俊裕障がい者制度改革推進会議担当室長)と位置づけられます。

推進会議は昨年末、改正障害者基本法に盛り込むべき考え方を「第2次意見」としてまとめました。それをもとに法案がつくられることになっています。

「意見」反映がカギ

推進会議の「第2次意見」は、「障害の有無にかかわらず地域社会で共に自立した生活を営むことが確保された」社会実現のために障害者基本法の見直しが行われるべきだとしています。

また、すべての障害者が「基本的人権の享有主体」であり、その権利を実現するために「自立と社会参加を保障するための支援が必要」だとしています。

何が障害かは社会環境によって決まるという視点を明らかにし、制度的支援を必要としながら対象外とされる障害者を出さないように、障害の定義の見直しと支援対象者の拡大などを求めています。

障害者権利条約の批准に向け、「第2次意見」に基づく基本法の抜本改正を、すべての障害者団体が一致して求めています。

3日に国会内で開かれた「国連障害者の権利条約推進議員連盟」の総会で、推進会議の議長を務める日本身体障害者団体連合会の小川榮一会長は「基本法改正の作業で、どう第2次意見を反映させるか」がカギだと強調。日本障害者協議会の藤井克徳常務理事は「私たちは特別な権利を求めているのではない。他の市民との平等を得ただけだ」と訴え、当事者の声を踏まえ、超党派で批准に取り組むよう要望しました。

全国の共同作業所などをつくる団体「きょうされん」の小野浩常任理事は「形式的な障害者権利条約の批准では何も変わらない。権利条約の水準にかなうかたちで国内法を整備し、批准することが重要だ」と指摘します。

自立支援法廃止を

しかし、「第2次意見」が障害者基本法改正案にきちんと反映されるかには懸念がもたれています。

「第2次意見」取りまとめの過程で厚生労働省は、障害者は「基本的人権の享有主体」と明記することについて「憲法にすでに明記されている。障害者についてのみ確認することはどうなのか」と抵抗を示しました。

3日の推進議員連盟の総会では、外務省が権利条約批准は「既定の国内法で足りる」と説明。詰めかけた障害者団体の批判を受けました。

ふさわしい国内法整備が求められるなか、障害者自立支援法廃止の必要性が改めて浮き彫りになっています。障害者が生きるために必要な支援を「利益」ととらえる障害者自立支援法は、必要な支援を受けることを権利とする権利条約と真っ向から対立するからです。

権利条約の批准を実効あるものにするためにも、自立支援法は廃止しかありません。

以上